

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・一般競争入札の参加者の資格等	税 務 課
・救急病院の認定	医 療 政 策 課
・公有水面埋立ての免許	漁 港 漁 場 課
・保安林の指定の予定	林 政 課
・保安林の指定の解除の予定	"
・道路の供用開始（2件）	道 路 維 持 課
・公有水面埋立ての免許	港 湾 課
・公有水面埋立ての竣功認可	"
・港湾施設の概要（2件）	"
◎ 公 告	
・一般競争入札の実施	税 務 課
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見	経 営 支 援 課
◎ 選挙管理委員会告示	
・長崎県選挙管理委員会委員長選挙の結果	選挙管理委員会書記室
・長崎県選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定	"
・海区漁業調整委員会選挙人名簿登録者数の3分の1の数について	"
◎ 正 誤	
○令和元年11月29日付け長崎県公報第10878号中	建 築 課

告 示

長崎県告示第4号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和2年1月10日

長崎県知事 中村 法道

- 1 一般競争入札に付する業務
地方税等収納事務委託
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める

- 期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
 - (4) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
 - (5) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (6) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (7) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
 - (8) 当該業務に係る実績を有しない者
- 3 競争入札参加者の資格及び審査
- (1) 2の(1)から(8)までに該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
 - (2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し決定する。
 - (3) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率及び流動比率）
 - オ 業務実績
- 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期
この告示の日から令和2年2月5日（水）までとする。
 - (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
また、長崎県総務部税務課ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
 - (3) 申請書の提出方法
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
 - ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)
 - (ア) 登記簿謄本
 - (イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
 - イ 個人にあつては、次の(ア)から(ウ)まで
 - (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - (ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
 - エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
 - カ 印鑑届（様式第2号）
 - キ 口座振替申込書（様式第3号）
 - ク 他の地方公共団体による実績を証する書類
 - ケ その他知事が必要と認める書類
 - (4) 申請書等の作成に用いる言語
 - ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
 - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
 - (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

〔名称〕長崎県総務部税務課

〔電話〕095-895-2212

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第4号）により通知（郵送）する。

6 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第5号）を提出しなければならない。

7 4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

8 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和2年3月31日までとする。

9 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第5号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき、次のとおり救急病院として認定した。

令和2年1月10日

長崎県知事 中村 法道

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
長崎県五島中央病院附属診療所 奈留医療センター	五島市奈留町浦1644番地	令和2年1月1日	令和4年12月31日

長崎県告示第6号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを免許した。

令和2年1月10日

長崎県知事 中村 法道

1 埋立ての免許年月日 令和元年12月25日

2 埋立ての免許を受けた者の住所氏名

名 称 長崎県

所 在 地 長崎県長崎市尾上町3番1号

代表者氏名 長崎県知事 中村 法道
代表者住所 長崎県長崎市尾上町3番1号

3 埋立ての区域

- (1) 位置 長崎県平戸市生月町南免字鳶巣4432番115地先公有水面
- (2) 区域 省略（出願時縦覧図書のとおり）
- (3) 面積 222.83平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位置 長崎県平戸市生月町南免字鳶巣4432番115及び4432番115地先公有水面
- (2) 区域 省略（出願時縦覧図書のとおり）
- (3) 面積 17,100.05平方メートル

5 埋立地の用途 漁港施設用地

長崎県告示第7号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。
令和2年1月10日

長崎県知事 中村 法道

1 保安林予定森林の所在場所

平戸市坊方町字松ノ本212の3、212の4、213の2、215の3、216の5、216の6、226、字水ノ元288の子、288のナ、字下坊297、314の2、333のイ、字上野口350

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字松ノ本226（次の図に示す部分に限る。）、212の3、212の4、213の2、215の3、216の5、216の6、字水ノ元288の子・288のナ・字下坊297・314の2・333のイ・字上野口350（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び平戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第8号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除しようとする旨の通知を受けた。

令和2年1月10日

長崎県知事 中村 法道

1 解除予定保安林の所在場所

雲仙市小浜町大亀字山川南128の1・128の3・128の13・小浜町木場字坂ノ口谷1463の1・字坂ノ口原1501の1・字小田山1503の1・小浜町山畑字長谷5597の2・5598の1・5598の3（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、南島原市北有馬町乙字水口3272の1・3273の1・3274の2・3275の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年1月10日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 251号	島原市大手原町甲2304番1地先から 官公有無番地先（島原市御手水町甲2327番1）まで	令和2年1月10日

長崎県告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年1月10日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 251号	官公有無番地先（島原市亀の甲町乙1692番1）から 島原市亀の甲町乙1634番1地先まで	令和2年1月10日

長崎県告示第11号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを免許した。

令和2年1月10日

長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての免許年月日
令和元年12月26日
- 2 埋立ての免許を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所
名 称 長崎県
所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号
代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道
代表者の住所 長崎県長崎市尾上町3番1号
- 3 埋立区域
 - ア 位置
長崎県対馬市美津島町濃部字在所186番の地先公有水面
 - イ 区域
省略（出願時縦覧図書のとおり）
 - ウ 面積
115.94平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
 - ア 位置
長崎県対馬市美津島町濃部字在所160番から187番3に接する護岸、160番、186番、187番2、及び187番3の各地内並びに160番から187番3に至り接する護岸の地先公有水面
 - イ 区域
省略（出願時縦覧図書のとおり）
 - ウ 面積
4,764.99平方メートル

5 埋立地の用途
海岸保全施設用地

長崎県告示第12号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和2年1月10日

富江港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての竣功認可の年月日
令和元年12月26日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所
名 称 五島市
所在地 長崎県五島市福江町1番1号
代表者の氏名 五島市長 野口 市太郎
代表者の住所 長崎県五島市福江町1番1号
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
長崎県五島市富江町土取字津ヶ崎1411番2から字渡り口1348番1に至る地先
 - (2) 区域
省略（閲覧図書のとおり）
 - (3) 面積
7,281.95平方メートル
- 4 埋立地の用途
緑地
- 5 埋立ての免許の年月日及び番号
平成6年3月16日
長崎県指令5港許第60号
- 6 閲覧場所
長崎県五島市福江町1番1号
五島市役所

長崎県告示第13号

長崎県管理港湾長崎港において次のように港湾施設の概要について、港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する第12条第5項の規定に基づき告示する。

なお、関係図面は、長崎県土木部港湾課及び長崎振興局長崎港湾漁港事務所に備え置く。

令和2年1月10日

長崎港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 中村 法道

港 湾 名	種 類		位 置	数 量 及 び 能 力
	施 設 名	名 称		
長崎港	浮棧橋	元船2号浮棧橋	長崎市元船町地先	構造 鋼コンクリートハイブリッドポン ツーン式 延長 40m×2 幅員 15m 面積 600㎡ 水深 -7.5m

長崎県告示第14号

長崎県管理港湾長崎港において次のように港湾施設の概要について、港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する第12条第5項の規定に基づき告示する。

なお、関係図面は、長崎県土木部港湾課及び長崎振興局長崎港湾漁港事務所に備え置く。

令和2年1月10日

長崎港港湾管理者 長崎県

代表者 長崎県知事 中村 法道

港湾名	種類		位置	数量及び能力
	施設名	名称		
長崎港	岸壁	西琴平岸壁 (-5.5m)	長崎市西琴平町74番8 地先	構造 直立消波式 延長 110m 幅員 10m 面積 1,100m ² 水深 -5.5m

公 告

一般競争入札の実施（公告）

業務の委託について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和2年1月10日

長崎県知事 中村 法道

1 入札に付する事項

- (1) 地方税等収納事務委託
- (2) 委託案件の特質等
基本仕様書による。

- (3) 履行期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
詳細は基本仕様書による。

- (4) 履行場所
長崎県長崎市尾上町3番1号 ほか

- (5) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札の参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 競争入札の参加者の資格等（令和2年長崎県告示第4号）により、入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (4) この公告の日から入札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から入札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排

除措置を受けていない者

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、競争入札の参加者の資格等による本入札の資格審査申請を行うこと。

資格審査に係る申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(名称) 長崎県総務部税務課 (企画徴収班)

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

(電話) 095-895-2212

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(名称) 長崎県総務部税務課 (企画徴収班)

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

(電話) 095-895-2212

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付

(1) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は入札説明書による。

(2) 入札説明書は、4の場所で令和2年2月19日(水)午後5時30分まで(県の休日を除く。)配布するほか、長崎県税務課ホームページにて交付する。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札及び開札の日時及び場所

(日時) 令和2年2月21日(金) 午前10時00分

(場所) 長崎県庁行政棟4階401会議室

開札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局等に確認すること。

(郵送による場合の入札書の受領期限等)

(受領期限) 令和2年2月20日(木) 午後5時00分(必着)

(提出先) 長崎県総務部税務課

(その他) 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合で事前に県の承認を受けたときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国(公社及び公団を含む。)との間の同規模以上かつ同種の契約を2回以上締結し、それを証明するもの(契約書の写し等2件)を提出したとき。なお、「同規模」の契約については、見積もった契約希望金額を次の3段階に区分し判断すること。

㍑ 3,000万円以上

㍒ 3,000万円未満1,000万円以上

㍓ 1,000万円未満(この場合、見積もった契約希望金額にかかわらず、100万円を超える金額の契約締結の証明を必要とする。)

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間の同規模以上かつ同種の契約の履行完了の実績が2件以上あり、それを証明するもの(履行証明書等)を提出したと

き。なお、「同規模」の契約については、見積もった契約希望金額を次の3段階に区分し判断すること。

(ア) 3,000万円以上

(イ) 3,000万円未満1,000万円以上

(ウ) 1,000万円未満（この場合、契約金額にかかわらず、100万円を超える金額の契約締結の証明を必要とする。）

10 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状（委任者の届出済の印鑑を押印したものに限る。）の提出が必要である。適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

11 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、次の(1)から(7)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 入札書が入札条件に違反したとき。

(10) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印している印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印している代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(14) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(15) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

12 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結時までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結時までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。

13 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

(4) その他、詳細は入札説明書による。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

Consignment of local tax storage

- (2) Fulfillment period:
From April 1, 2020, to March 31, 2023
- (3) Fulfillment place
3-1 Onoue-machi, Nagasaki City, Nagasaki Prefecture, etc.
- (4) Time-limit for tender:
5:00p.m. February 20, 2020
- (5) Date and time for the opening of tender:
10:00a.m. February 21, 2020
- (6) Point of contact:
Tax Division,
General Affairs Department,
Nagasaki Prefectural Government,
3-1 Onoue-machi, Nagasaki City, Nagasaki Prefecture,
850-8570, JAPAN
TEL 095-895-2212

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和2年1月10日

長崎県知事 中村 法道

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アミュプラザ長崎
長崎県長崎市尾上町1番1号
- 2 届出の概要
① 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
(1) 意見書を提出した者
長崎市長 田上 富久
(2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
(1) 縦覧期間
公告の日から1月間
(2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎市商工部商工振興課

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第1号

令和元年12月25日の選挙管理委員会において、長崎県選挙管理委員会委員長に次の者が選出された。

令和2年1月10日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

住 所	氏 名
諫早市多良見町化屋342番地 1	葺本 昭晴

長崎県選挙管理委員会告示第2号

令和元年12月25日、長崎県選挙管理委員会委員長の職務代理者に次の者を指定した。

令和2年1月10日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

住 所	氏 名
長崎市新大工町5番1-1304号	堀江 憲二

長崎県選挙管理委員会告示第3号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第15条第2項の規定により従前の例によるものとされた同法による改正前の漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定による海区漁業調整委員会選挙人名簿に登録された者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和2年1月10日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

海区の名称

長崎県南部海区	1,299人
長崎県北部海区	989人
五 島 海 区	576人
対 馬 海 区	608人

正 誤

令和元年11月29日付け長崎県公報第10878号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
1867	2	この規則中第1条の規定は令和元年12月1日から、第2条の規定は令和2年3月1日から施行する。	<p>(施行期日)</p> <p>1 この規則中第1条の規定は令和元年12月1日から、第2条の規定は令和2年3月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 第2条の規定の施行の日（次項において「施行日」という。）前に行われた2級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者に対する第2条の規定による改正後の建築士法施行細則（以下「第2条改正後細則」という。）第3条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p>3 施行日前に行われた直近2回の2級建築士試験又は木造建築士試験のうちいずれかの2級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者に対する第2条改正後細則第26条の規定の適用については、なお従前の例による。</p>

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一一一
二一一四

印刷所
長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥